令和2・3年度の保険料率改定のお知らせ

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療費の財源に充てるため、次のとおり保険料率を改定いたしました。

平成30・令和元年度の保険料率

均等割額 41,700円

所得割率

7.86%

令和2・3年度の保険料率

均等割額 41,700円

所得割率

7.96%

※均等割額は前回と同額になります。

● 保険料率が上がる要因

- 被保険者一人当たりの医療費の伸びが見込まれるため
- 高齢化の進展に伴い、被保険者の負担率が引き上げられるため

● 保険料の急激な増加を抑える対策

- 医療費の増加などにより、令和元年度と比べ、保険料率が上がる見込みでしたが、剰余金を活用することにより、急激な上昇を抑制しています。
- ・保険料均等割額の軽減(5割・2割)の適用範囲を拡大しました。

保険料のポイント

- ①保険料は、後期高齢者医療制度の医療費等がまかなえるように、広域連合で定めた保険料率をもとに算定し、被保険者一人ひとりに賦課されます。
- ②保険料率は、埼玉県内のいずれの市町村にお 住まいでも均一です。(所得の少ない方は、均 等割額の軽減措置が設けられています。詳し くは、裏面をご覧ください)
- ③年間保険料は、毎年7月に広域連合が決定し、 市町村から7月もしくは8月に保険料額決定 通知書が送付されます。(年度の途中で資格取 得した方を除く)

保険料の計算方法

均等割額

被保険者 41,700円

所得割額

賦課のもととなる × 7.96% 所得金額※1

年間保険料額(上限64万円※2)

※1 前年の収入から当該収入の種類に応じた金額を控除して所得を求めたのち、さらに基礎控除額を差引いた額

※2 賦課限度額が62万円→64万円に引き上げられました。

新保険料率による年金収入額別保険料額算定例

後期高齢者医療制度の被保険者である夫と妻の世帯で、妻の年金収入が80万円以下(その他所得がない)の場合

	収入額	均等割額	所得割額	令和2·3年度 保険料額	令和元年度 保険料額
事 例 1	夫:年金収入 80万円	12,510円 (7割軽減)	なし	12,500円/年	8,340円/年 (均等割額8割軽減)
	妻:年金収入 80万円	12,510円 (7割軽減)	なし	12,500円/年	8,340円/年 (均等割額8割軽減)
事例2	夫:年金収入 225万円	20,850円 (5割軽減)	57,310円	78,100 円/年	89,950円/年 (均等割額2割軽減)
	妻:年金収入 80万円	20,850円 (5割軽減)	なし	20,800円/年	33,360円/年 (均等割額2割軽減)
事 例 3	夫:年金収入 300万円	41,700円	117,010円	158,700円/年	157,240円/年
	妻:年金収入 80万円	41,700円	なし	41,700 円/年	41,700円/年

保険料の軽減

所得が一定以下の方や被用者保険の被扶養者であった方は、保険料が軽減されます。

●均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額*1	令和2年度 軽減割合	令和3年度 軽減割合	参考:令和2年度 軽減後の均等割額
【基礎控除額 (33万円)】以下	7.75割 ^(注)	7割	9,380円/年
【基礎控除額(33万円)】以下で、同一世帯内の被保険者全員が 年金収入80万円以下(他の各種所得なし)	7割	/剖	12,510円/年
【基礎控除額 (33万円) + 28.5万円×世帯の被保険者数】以下※2	5割	5割	20,850円/年
【基礎控除額 (33万円) +52万円×世帯の被保険者数】以下*2	2割	2割	33,360円/年

- ※1 「総所得金額等」とは、総所得金額及び山林所得金額並びに株式・土地・建物等の譲渡所得金額等の合計額のことです(株式の譲渡所得金額等は、所得の申告をした場合、計算の対象となります)。均等割額の軽減の判定には専従者控除や譲渡所得の特別控除は適用されません。65歳以上(1月1日時点)の方の公的年金所得については、公的年金収入額から公的年金控除額を差引き、さらに15万円(高齢者特別控除)を差引いた額を軽減判定の所得とします。
- ※2 5割、2割軽減の条件が、令和元年度と比べて変更となり、適用範囲が拡大されています。
- (注) 本来の制度は7割軽減です。国の予算措置により特例として、令和2年度のみ7.75割軽減が実施されています。

● 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入した日の前日に、職場の健康保険などの被用者保険[※]の被扶養者であった方は、制度加入後2年を経過する月分までの均等割額が5割軽減されます。

ただし、被用者保険の被扶養者であった方が、所得の少ない方に対する均等割額の軽減にも該当する場合は、軽減される割合の高い方が優先されます。

なお、所得割額はかかりません。

均等割額	5割軽減(均等割額の7.75割もしくは7割軽減に該当する方は、割合の高い方を優先)
所得割額	かかりません (負担なし)

※被用者保険とは……〇全国健康保険協会(協会けんぽ) 〇各健康保険組合 〇共済組合 〇船員保険 (市町村国民健康保険、国民健康保険組合は対象となりません。)

所得の申告について

令和2年度の保険料は、被保険者の令和元年(平成31年)中の所得に基づいて算出します。また、均等割額の軽減は、世帯内の被保険者及び世帯主の合計所得に基づいて判定します。

被保険者及び世帯主の所得の申告をされていない場合は、正しく保険料を算出することができません。令和2年 1月1日時点でのお住まいの市町村へ所得の申告をしていただきますようお願いします。

大切なあなたを守る健康診査 年に1回、健康診査を受診しましょう。

お問い合わせ・
相談は・・・

お住まいの市町村の 後期高齢者医療 担当窓口 埼玉県後期高齢者医療広域連合

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階 ☎048-833-3120